

第115回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和4年3月24日（木）10:00～12:17

■場 所：共用第3特別会議室（Web会議システム併用）

■出席者（敬称略）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、中原茂樹

専門委員：伊藤純子、内田良、木村哲也、志水英美代、鈴木弘彦、高木元也、中田亨、松本貴行

<消費者庁>

片岡審議官、大森消費者安全課長、松本事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 消費者安全調査委員会の今後に関する検討について
3. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) 申出事案
 - (3) その他
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会

2. 消費者安全調査委員会の今後に関する検討について

○中川委員長 では、ただいまより第115回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日の議事ですが、最初に「消費者安全調査委員会の今後に関する検討について」の審議を行いたいと思います。

1月の消費者安全調査委員会において、当委員会が本年9月末で活動10年目の節目を迎えるということから、10月からの第6期以降の委員会の在り方を検討することを公表いたしました。そして、議論を開始いたしました。本年夏頃までに最終まとめとして成果を公表する予定であります。

本日は、それに向けた構成案の審議をしたいと考えております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○松本事故調査室長 「消費者安全調査委員会設立10年間のまとめ（仮）」として、構成イメージを議論のたたき台として、資料を基に説明させていただきます。

初めに、消費者安全調査委員会の設立と10年間の活動としまして、設立の経緯。具体的には、新たな事故調査機関の必要性、既存の調査機関とは違うところ、その原因の背景まで迫れるような調査機関。また、事故調査機関の在り方に関する検討会、また、委員会設立後の消費者安全法の改正。

また、10年間の活動としましては、この申出、調査事案、報告書、意見等、また、フォローアップの状況、また、その傾向です。端緒、調査の対象、意見の類型化、取組実施状況等についてまとめてはいかがかと。

またさらに、令和2年12月に発信力強化に向けた考え方について、それ以降の活動についてどうだったのかという取りまとめをしてはどうかと。

また、2ポツとして、事故調査機関の在り方検討会の取りまとめと実際は委員会としてどうだったのか。

(1)として、事故の特性に応じた調査の必要性。これは在り方検討会からの御提案のものでございます。「個別調査」、「事故情報等の解析・傾向分析」、「すき間事故」への対応と書いております。この「すき間事故」につきましては、この在り方検討会から以下のように定義しているので、御確認いただければと思います。

(2)としまして、事故調査に求められる属性。独立性、公正性、網羅性、専門性。次ページに行きまして、事故調査と刑事手続の関係。

また、(4)再発防止のための事故調査。

また、(5)被害者等に向き合う事故調査についての観点かと思えます。

3ポツ、この10年間を考えますと、消費者を取り巻く環境が変化していると考えております。こちらにつきましては、有識者からヒアリングも踏まえまして、以下のような傾向をまとめることができるかと思っております。

(1)事故の発生の傾向。いわゆる重大事故の発生頻度等です。これは事故データベース等から変化を見られるかと思っております。

また、デジタル化。具体的には、デジタル機器のIoTの流通。また、インターネット取引、取引DPF、CtoCの関係。また、新たなサービス、シェアリングエコノミー等が考えられるかと思えます。

また、「誰一人取り残さない」社会の必要性。高齢者、障害者等を含め、また、SDGsの観点も必要かと思っております。

また、流通・規制についての国際化。海外製品の国内流通。またさらに、海外比較との国際動向です。規制についての国際動向。

また、その他としまして、端緒情報となる事故情報につきましてはSNSでの発信。また、中古品、リビルド品の流通です。あと、製品のコモディティー化。いわゆる、従前メーカーのブランドを重視せずいろいろな商品を各国から買うことができると。そして、消費者による組合せ、カスタマイズをすると。また、業界団体に属さない会社、アウトサイダーへの対応等があるかと思っております、ヒアリング結果を踏まえてコメントしております。

4ポツ、今後の消費者安全調査委員会に求められる役割と今後の課題として、何点か御説明いたします。

固有の権限のさらなる活用。意見具申による関係省庁の連携促進。また、既存不適格へ

の対応も考えられるかと思えます。

また、先行的に調査の必要性があるのかなと考えております。デジタル機器による事故。また、身体機能認知機能の制限。また、それに関する事故。また、諸外国による規制の状況等の先行的な調査が必要ではないか。

また、その他の課題としましては、発信力のさらなる強化。また、他機関との連携の在り方。また、調査に関わる専門人材の継続的な確保も課題になろうかと考えている次第でございます。

通しページの後ろのほうに行きまして、参考として、過去に委員会で取りまとめた18事案の一覧。

さらに続きまして、通しページ6ページです。有識者からヒアリングを行いましたので、それについてのコメントでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

本日は主に構成について議論をしたいと思います。

先ほど御紹介がございましたが、1番目がこれまで10年間の要約ということです。

2番目が、その在り方検討会に立ち戻ってみて、そこで指摘された課題等を我々とかこの10年間でどのように対処してきたか、あるいは対処し切れなかったかということ。

そして3番目が、在り方検討会では考えなかったことということになろうかと思えますけれども、その後の時代の変化に対して私たちがどの程度対応できてきたのか、あるいはどういう問題認識を持っているのか。

最後がまとめということになろうかと思えますけれども、4に書いてあるのは、(1)、(2)もそうですが、比較的最近、ここ数年、この委員会でこんなことをしてはどうかという新機軸といいますか、そういう工夫をしてきたものもあろうかと思えます。4の(1)の連携促進というのは、ついこの前、フォローアップのところに出てきたアイデアだと思いますし、それから、(2)の先行的な調査も、事故が多発する前に調査に入るというのも、昨年辺りからやってきていることではないかと思えますので、そういったことも次の委員会に引き継ぐべく工夫の集積という形でまとめるというイメージかと思っております。

先ほども申しましたように、主に構成について、そして、もちろん細かなことについても御指摘いただければと思いますが、委員から御意見あるいは御質問いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

では、河村委員、お願いいたします。

○河村委員 ありがとうございます。

思いついたことのコメントなのですが、2ポツの在り方検討会の取りまとめと実際というところでは、(3)の事故調査と刑事手続との関係というのが、もちろん取りまとめでも言及されていますし、捜査と目的が違うのだから、いろいろ協力して証拠などもシェアしてやっていこうということがあったということがここに多分書かれると思うのですが、実際との関係で言うと、一見すると何かうまくいっているかのように見えるかもしれませんが、うまくいっているのは、あまりに現場とか、全くないとは言いま

せんよ。もちろん現場に行って、証拠といいますか現物に当たっているものもあります。それはあると思いますけれども、当初考えられていたほど、事故が起きたときにすぐそこに現場に駆けつけて刑事捜査と並行してやっていくというのが、当初考えられたよりも少ないと私は思っております、うまくいっているかのように見えるけれども、やはりもっと時間的にもすぐに駆けつけて協力していく。その中で多分何かいろいろ課題が見えるかもしれませんが、その課題が見えるところまでは行っていないといいますか、すぐ後から証拠を共有させてください、いいですよみたいな関係はできていると思うのですが、もう少し踏み込んだものを当初は想定していたと思うので、その辺りのことが実際、つまり取りまとめと実際というのが2ポツのテーマであるとしたら、その辺りを書き込むべきではないかというのが、私のまずは意見です。

取りあえずは以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

河村委員がおっしゃった、これは2ポツの(3)のところですね。これは実態として、本当はもっと早く入ればこの問題も起きたはずではないかと。早く入ることによって、より迅速に調査ができたかもしれない、あるいは深く調査ができたかもしれないという反省事例があるのではないかと、そこを探してみてもどうかというところまで御指摘されたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○河村委員 そういうことになります。実際にはそういうケースが想定されたよりも少なかったのではないかと、この振り返りができるかなということですね。

○中川委員長 分かりました。

事務局におかれては、そういう観点でのこれまでの案件の振り返りというのをお願いしたいという御意見だというふうに承りました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

では、澁谷委員、お願いいたします。

○澁谷委員 澁谷です。

最初の、まず10年間の活動のところ、ここがやはりメインにまずなるかと思っておりますので、この10年間の活動の中に、やはり組織とか部会とかの変遷があるということを入れていただきたいです。理由は、機械や物だけではなくて、役務といいますかサービスについても検討されてきていますので、そのサービスという形のないものについても重視していただきたい。そういう書き方をさせていただければと思います。

一方、それに対して、実験も幾つかやってきていると思いますけれども、この実験についてもなかなか難儀をしてやってきた実験があると思います。ですので、そういうところをやはり記録をしておいていただきたい。それは何かというと、今後考えるときに実験の重要性ということが物や機械の場合はあると思うのですが、やってきた中で限界を感じると思いますか、何でもやはりどこまでも実験ができるわけではないということもあり、それから、連携する組織でもいろいろな検証をされたり実験をされたりしているのですけれども、この委員会では視点が違うということがあると思うのです。そういう意味からいっても、この委員会がする実験の意味というのを書いておくべきかと思っております。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

今の御指摘は、1ポツの(2)の3番目の傾向の分析になるかなと思って、そこを少し。

○澁谷委員 そうですね。

○中川委員長 ということでしょうか。

○澁谷委員 はい。

○中川委員長 ありがとうございます。

製品だけではなくて、サービスというところにいつぐらいからどのように広がってきたのかとか、あるいは、今おっしゃったようにその調査がどのような深掘りになっていったのかとか、そういう傾向の変化というものを意識した書き方、分析をしたほうがいいのではないかとということですね。ありがとうございます。淡々と書くのではなくて、そういう分析をしながらということですね。

では、持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員 澁谷さんと同じことで私もあつ、そうだなと思ったのですけれども、ただ追加で同じこと申し上げるだけです。

例えば、思い出すと、菓の包装のときはここまでやるのということと言われたような気がするのです。それは厚生労働省がやればいいのかではないのと。あと、最初のエスカレーターのときはミヤザキくんがコンピューターシミュレーションで産業技術総合研究所でやったのかな、本当にお尻が浮き上がるかどうかというのを試す実験であるとか、それから、エコキュートのときも現場に行って、音がどうなるかとかいうのを実験したりもしていたので、どれがよかった悪かったというわけではなくて、ただこんな実験をしましただけではなく、それがどういう意図でどこまで突っ込んで、それはこういう我々のあるべきポジショニングでやったものですよという感じでちょっと整理いただけるといいかなということですね。同じことですが、ちょっと具体的に申し上げました。

○中川委員長 ありがとうございます。

同じ調査といっても案件によって、あるいはどの機関が言わばカウンターパートにいるかによっても違って来るし、でも、基本的には案件ですか。非常に簡単というか簡潔にやったものもあれば、物すごく立ち入ったものもあると。それがなぜそうなったのかということも分析とか書いていただくと、今後にとって非常にいいのではないかと御意見かと思えます。重要な御指摘をありがとうございます。

それでは、小川委員、お願いいたします。

○小川委員 小川です。

3ポツの(4)に関係することなのですが、流通・規制の国際化ということが書かれているのでこの中に入るのかもしれないのですが、やはり社会が変わってきて、日本の中の規制がやはり古くなり過ぎているとか、規制そのものをもうちょっとちゃんと考えないといけないことというのものもあるように思っていて、明示的に国際化ということだけではなくて、本当に日本の今の規制が適正なのか。「すき間」事案という話がちょっとあったわけですが、やはり国内の事業者がいなかったらそういう団体がないから規制も働かないとか、要するに社会が変わったことによる国内の規制がちょっと不適當になっている部分というのがあるのではないかとこのもどこかに書いていただきたいと思

います。既存不適格の中に入るのかもしれないのですが、ぜひそういうことも書いていただきたいと思います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

標語的に言うと、国内法のガラパゴス化かもしれませんけれども、法律の業界でもよくそういう話をします。すごく古い考え方のまま来てしまって対応できていない、変えるべきだという話をよく我々もするのですけれども、同じことがこちらでも起きているということだと思います。そうですね。3の(4)が確かに適切な場所だなという感じがいたします。4の(1)の既存不適格をどこに置くかというのは、またこれは書きながら検討したいと思いますが、両方に書くということもあると思いますし、あるいは3の(4)にまとめるとということもあるかもしれません。御指摘ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、水流委員、先にお願いいたします。

○水流委員 すみません。ありがとうございます。

その他のところになる、最後の4のところに入るかもしれないのですけれども、これまでの10年を振り返ってきて、顧客中心性というか、最終顧客のところは何が起こっているのかということはこの委員会では見ているわけですが、その顧客に届く製品やサービスを提供する側にとってこの委員会がやっていることは、その最終顧客と、サービス製品の提供側との間でのよりよい関係性を築いていくというコ・クリエーションを今しているのだと思うのです。最終顧客へのリスクを早く見つけて、消費者に(最終顧客に)対して被害が及ばないようにすることは、サービス製品提供側にとっても非常に重要なことであると思います。

共創状況のモニタリングをしているとしたときに、例えば、水上遊具の例では、サービス提供側が組織化を希望しているということが分かったりしました。

今日の議案になりますけれども、フォローをしている「住宅用太陽光発電システム」です。トランプ政権後急速に環境問題のほうに傾いてきて、これから「住宅用太陽光発電システム」を活用した住宅が増えてくるだろうと思われまます。増加していく前に、火災の発生を潰すということができました。これから製品サービスが拡大していく、数が増えていく前に、リスクを削減する活動を製品サービス提供側に働きかけて、今後増えていく顧客との間で、よい共創関係を作り上げたという功績も大きいと思うのです。

最終顧客と製品サービス提供側との間を、健全な良質なコ・クリエーションのためのメカニズム構築をこの委員会がサポートしているという形での記載が将来に向けては非常によいのではないかと思います。最後の4のところ辺りか、どこかにうまく盛り込めないかだと思います。事例としては実際にあると思いますので、きちんと事例も明確に述べておくべきなのだろうと思いました。

○中川委員長 ありがとうございます。

自転車なんかこのパターンかもしれませんね。

○水流委員 そうですね。

○中川委員長 いろいろと実験して。

○水流委員 はい。

○中川委員長 この(2)の先行的な調査というのはちょっとあまりにも平坦なので、コ・クリエーションというのはなかなかいい標語になるかもしれません。事故が起きてさあ大変というものももちろん調査をするのですけれども、その前から調査に入っていて、企業と協働して、安全な製品及びサービスの提供につなげようというのは、確かにこれは在り方検討会のときには考えていなかったかもしれません。やりながら我々が発見してきた新機軸の一つかもしれません。4の(2)でいいのですか。ちょっとどこになるかは分かりませんが、4のどこかだろうとは思いますが、今、御発言になったような形で、今後の役割を果たし方、私たちが発見した役割ということでまとめていくという方針の書き方を少し検討してみたらどうかと思います。ありがとうございます。

先ほど、河村委員からもお手が挙がっていたと思いますが。

○河村委員 ありがとうございます。

ちょっと何かこちらに聞こえてくる音声がぶつぶつとしているのですが、皆さんがそうでなければ私の問題なのでしょうか。

○松本事故調査室長 中川委員長、マイクの調子がちょっと悪いですかね。

○中川委員長 あっ、そうですか。私のほうが悪いのかな。ちょっと待ってくださいね。

○松本事故調査室長 あっ、今はいいですね。

○河村委員 今はきれいになりました。

○松本事故調査室長 気持ち前ですかね。

○中川委員長 では、近づいて話します。

○河村委員 さっきは雑音が入っていたので。すみません。私の問題かなと思いました。コメントなのですけれども、幾つかあってすみません。

再発防止のための事故調査、2ポツの在り方検討会の取りまとめと実際というところで、再発防止のための事故調査の中に入るのかなとも思うのですけれども、これは今までの10年間の振り返りとは別のところなのでしたか。これが言わば振り返りですよ。実際との比較ということでいうと、こういう考え方で調査しましょうというもののが在り方検討会で取りまとめられていましたが、そことの少し違いを感じる観点として、背景まで遡ることが幾らかはできていると思うのですけれども、では、なぜそれが未然に防げなかったのかという、組織的であったり、その組織が企業である場合もあるし所轄官庁の場合もあるかもしれませんけれども、なぜもっとこうしていれば防げたのではないかという遡りが組織的のところまでは今はあまりできていないのですよね。明らかに何かの落ち度がある場合には指摘できる場合もあるのですけれども、やはりそこにこういう手だてがこれから必要なのではないかということは言っても、事故が起きる背景の中に組織的に、あるいはその仕組み、システムのどのようなものがあつたかというところに行き切れているかなと思うところがございますというのが一点です。

もう一つは、すみません。まとめて言ってしまうます。

3ポツの消費者を取り巻く環境の変化の(3)「誰一人取り残さない」社会の必要性というところなのですが、ここに高齢者、障害者等となっていますけれども、やはり今、マグネットボールをやっていますが、子供たちを入れてください。何度も委員会の中で申し

上げていますけれども、日本では、子供を守るための何かの規制というのが、本当に取り立てて子供を守るための規制というのはなくて、ほとんどの場合、保護者の監督。特によく言われるのは、お母さんみたいな言い方をされるのですが、もうこれはいろいろな観点から、もう見ている無理な事故というのはたくさんあります。一瞬にして落ちてしまうものは見ていたって無理だってよく小児科の先生たちがおっしゃいますので。

もう一つ、全然ほかの観点から言えば、やはり社会で見なければいけない子供たちというのがたくさんいるわけですね。今、虐待とか貧困とかが大問題になっていますけれども、親が孤立していて問題を抱えていて、子供のケアができないわけですね。精神的な問題を抱えている、例えば、母子家庭で親がそんなだったら子供を守れるわけがないのに、一般論として、これはお母さんがちゃんと見てみましょうみたいな注意喚起になっても、子供は全く守れない。子供が親を選べないということから考えると、高齢者、障害者等と並べてやはり子供というのをどこかにちゃんと入れて、それを社会として見ていくべきということをしちんと打ち出す必要があると思いますということです。それと、すみません。まとめて言ってしまいますね。

その他の課題に入れる提案です。皆様の合意があるかどうかは分からないのですが、これからの課題として、一つは、これはちょっと法改正みたいなことにもなるかもしれないのですごく大きなことになりますけれども、今、消費者安全法を作るときといいますか、消費者事故とか消費者被害というのが、消費者の身体・生命事故というふうに定義されているのですよね。私、ちょっとISOのほうで消費者事故調査のガイドライン等をつくっている関係で、いろいろな指摘で気づいたのですけれども、ガイド51なんかで危害というのは、生命・身体と並べて、財産と環境なのですよね。なぜか日本の消費者安全法は生命・身体。財産はまた別口になってしまっているのですよね。消費者安全調査委員会は生命・身体。安全法に財産はありますけれども、それも何か全然切り分けて別の部署がやっているみたいな形になっていますよね。そうではなくて、やはり火事が起こって家は焼けたけれども、人間は逃げて助かったという場合、生命・身体の事故がないと、被害がないと消費者安全調査委員会マターではないみたいになってしまうのは、もちろん予防的観点からそういうふうに運用上入れてきた観点もありますけれども、やはり明確に入れてもいいのではないかなと。財産被害、それが可能性として身体に及ぶ可能性があるわけですから。

要するに、生命・身体の被害がなかったみたいなくくりで結論づけられる案件がありますよね。スマホは燃えたけれども、誰もけがはしなかったとか。そういうことではなくて、そういうのをに入れていくともう少し広がっていくのかなということです。

それともう一つは、これもちょっと私がこれまで10年間やってきた中で感じたことなので、私の提案ではありますが、皆さんの御意見があるかもしれませんが、消費者事故というのは何なのだという定義を法律上読み取るときに、何かの製品やサービスを使用する、その使用の中に付随する何か一連の行為の中で被害を受けたみたいな、ちょっと今、法律の文章を空で言えませんけれども。

要するに、消費者がサービスや製品を使用している、利用しているみたいなことがあるから、そこから離れると消費者事故なのかどうなのかというのを何回か、私は打合せなん

かでも意見を闘わせたことがあるのです。

例えばですけれども、今、大きな大型トラックからタイヤが外れて、昔、三菱のリコールがありましたけれども、最近もまた起きていますよね。大きなタイヤが外れて、人に当たって、以前はお母さんとお子さんが亡くなってしまったり、それが消費者事故なのかどうかという、実は前、例に挙げて事務局の方に聞いたことがあるのですけれども、厳密にはならないだろうと。大型トラックからタイヤが外れて、道を歩いている人に当たったという場合、それが例えば、以前のようにリコール隠しだった場合であってすら法律上はならないかもしれないということがあったので、その辺りの整理といいますか、それが法律のことなのか、運用上、消費者安全調査委員会がきちんと消費者事故とは何なのかと。

つまり、私は広く取るべきだという意味で申し上げているのですけれども、これは利用、使用上と関係ないとか、タクシーが起こした事故のときもちょっと議論を闘わしたことがありますけれども、少しその辺をきちんと明確に、運用上でもガイドラインでもいいですけれども何かあるといいなというのが私のコメントです。長くなって申し訳ありません。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

議論しているところでちょっと時間がなくなってきたので、今の御指摘を事務局においてどこで捉えるかということで、少し私の個人的な案を申し上げてちょっと引き取らせていただきたいと思います。

最初の組織的な原因がちゃんと調査できているかというのが非常に重要で、仮に2の在り方検討会でそこも議論していたのであれば、つまりより広く被害者を誰も残さないようにとか、あるいはその組織文化的な背景も調べるということをもし言っていたのであれば、私たちがそれをきちんとできているかという意味で2の問題になろうかと思えます。

それから、3の(3)を今見ますと、高齢者、障害者というのは、調査委員会の設立後の環境の変化ではなくて前から言っていたことですし、子供もまさにそうです。SDGsというこのまとめ方は確かに設立後の変化なのですけれども、この子供、それから、高齢者、障害者等に対する目線が十分かというのは、もしかするとこれも2のところに入れるほうがよいかもしれません。在り方検討会でどこまでその辺りを書き込んだかをちょっと私も覚えておりませんので、それ次第ではあるのですけれども。

もし、2でも3でも組織的な原因の調査であるとか、あるいは子供、高齢者、障害者に対する目線というのが2にも3にも入りにくいというのであれば、4のところであんな視線が、そういったやり方がまだ十分ではないという形で取り込むということになろうかと思えます。

それから、財産被害も消費者事故の定義だと思います。これも確かにしばしば、交通事故が消費者事故ではないのかという形でよく議論になっておりますので、これもあれですか。4なのでしょう。2でどこまで議論したかちょっとよく覚えていなくて。あまり議論していなかったかもしれないような気がしますので、そうであれば4になろうかと思えます。ちょっと位置づけが内容によって変わってくると思いますが、今のはいずれも

非常に貴重な御指摘だと思いますので、事務局においてどのように書き込むかという検討をお願いできればと思います。

もう一方もしあればお伺いしたいと思いますが、なければ次に行きたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、最後にさせていただきます。澁谷委員、お願いいたします。

○澁谷委員 今の御提案、大変いい御提案だと思います。最後に環境ということをおっしゃっていたかと思いますが、最近、太陽光のパネルですね。これは消費者事故としても扱いましたが、今、大量に廃棄されてくるという取替えの時期が重なって、大量に廃棄されてくることでそれが今度は次の環境問題を生んでいる、ということにつながりかけているのです。ただ、今の状況の消費者のこの委員会では、そこまで言及はできないわけですが、やはりその次に起こることを予測するというのはとても大事なことでないかと思っておりますので、この環境ということも何らか盛り込んでいただけたらと思えました。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

消費者事故というか、私たちの所管の中で環境もどのように入れることが可能かと、ちょっと少し将来の課題になるかもしれませんが、検討可能であればまずは検討してみてくださいという御指摘だろうと思います。ありがとうございます。

では、取りあえず、今日の予定を大分過ぎてしまいましたので、この設立10年間に関する報告書という案件につきましては、本日は以上とさせていただきたいと思っております。

事務局においては、先ほど本委員会に出てきた御意見に沿って取りまとめ作業の検討を進めていただくようお願いいたします。

3. 個別事案について

(1) 選定事案

- 「ネオジム磁石製のマグネットによる子どもの誤飲事故」の報告書案、概要版案、意見書案について事務局から説明があり、委員会はこれを決定した。
- 「学校の施設又は物品により発生した事故等」の報告書の概要案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

(2) 申出事案

- 申出のあった個別事案については、2月に申出のあった4件について報告があった。
 - ・引き続き情報収集を行う 42件

(3) その他

- 「水上設置遊具による溺水事故」について、フォローアップで確認した取組状況に関する事前質問に対する意見先省庁からの回答について、事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

- 「歩行型ロータリ除雪機による事故」について、フォローアップの取組状況について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室